

第 3-16 表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

日本	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 公共職業安定所の設置数は全国で 544 所。本所 436 所、出張所 95 所、分室 13 室（2021 年 1 月現在）
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦雇用エージェンシー（BA）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 雇用局（Pôle emploi）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 なお、2009 年 1 月より、ANPE は失業給付機関（UNEDIC）と統合され、名称が雇用局（Pôle emploi）に変更。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障労働局（UWV WERKbedrijf）が、全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
中国	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007 年）に基づき各省、市、自治区、県などが設置・運営している。「インターネットプラス政策」によって、2016 年よりインターネットやスマートフォンを介した公共職業安定業務のオンラインサービスを拡充。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な組織網を持つ雇用福祉プラスセンター及び雇用支援センターが、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練などの雇用支援に係る業務を実施。

注：欧米先進国（オーストラリアを除く）において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお、オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。

出典：日本：厚生労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA）、フランス：雇用局（Pôle emploi）等、オランダ：社会保障労働局（UWV WERKbedrijf）、中国：人力資源・社会保障部等、韓国：雇用労働部等、各ウェブサイトを参照。